

ほんぐうちく かつせい かけいかく
本宮地区活性化計画

和歌山県・和歌山県田辺市

平成20年 2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	本宮地区活性化計画
都道府県名	和歌山県
市町村名	田辺市
地区名(1)	本宮
計画期間(2)	平成20年度～平成23年度

目 標 : (3)

本宮地区において、観光は最も重要な産業であり、農山村地域の活性化にとっても重要である。また当該地区は、世界遺産に登録されたのを契機に、当地域を訪れる観光客が平成17年度は増加に転じたものの、次年度は減少している。このような状況の中、当地域を訪れる観光客への案内施設が必要であり、当該施設の活用により来訪者の利便性をより向上させ、地域の総合案内・情報発信、地域資源の展示・紹介等を通じ、都市と農山村との地域間交流を促進させることで、観光客の一層の増加を図り、本宮地域の活性化に資する。

具体的な数値目標として、現在同地域を訪れる入り込み客数(平成16～19年間4ヵ年平均約1,319,000人)の約4%増加を目標とし、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を核とした施設整備を行うことで、地域における観光産業の振興を図る。

目標設定の考え方

地区の概要:

本宮地区は、平成17年5月に市町村合併により田辺市となり、田辺市の東部、紀伊半島のほぼ中央に位置し、地区の人口は約3,600人、面積204.06km²を有している。また、古来より全国3000余の熊野神社の総本宮「熊野本宮大社」の門前町として、さらには、熊野信仰の聖地とされてきた。現在では林業と観光を主な産業とし、日本最古の湯「湯の峰温泉」をはじめ川湯温泉、渡瀬温泉とともに熊野本宮温泉郷として国民保養温泉地にも指定されている。また、本宮地区は平成16年7月ユネスコの世界文化遺産に登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」(熊野古道)の中心に位置し、熊野参詣道(大辺路・中辺路・小辺路)、大峯奥駈道等全ての参詣道の集結地点でもある。

現状と課題

山間部に位置する本宮地区は、全国の中山間地の例に漏れず、過疎化及び若年層の流出による高齢化が進んでおり、地区面積の9割以上を占める豊富な森林資源を背景とする主要産業の林業も、輸入外材の影響等国内林業の不振から深刻な問題となっている。また、観光面においても海外観光の需要の増加、ニーズの多様化、そして全国的な観光推進による競争の激化等、従来の観光地だけでは地区の活性化が望めない状況である。

しかし、本宮地区は、世界文化遺産に登録された「熊野古道」や「熊野本宮大社」、日本最古の湯「湯の峰温泉」をはじめとする屈指の秘湯、そして日本の原風景とも言える「山村の暮らし」を今なお伝えている生活文化など、心と身体を癒す自然と文化、歴史豊かな地域であり、この豊かな地域資源はすべて世界文化遺産への登録理由でもあることから、地域の誇りとして、また、地域経済の起爆剤として有効的な活用が求められている。

今後の展開方向等(4)

市全体として進めている新市建設計画においても、その主要施策の中に「活力ある利便性の高い新市づくり」として、第一次、第二次、第三次産業の各産業間の有機的な連携・一体化により産業構造の強化を図り、また自然や歴史など新市の豊かで多様な資源を生かした観光の充実・強化を図ると位置づけている。

さらに、田辺市第一次総合計画の基本構想においても、それぞれの産業の活性化を図るとともに、産業間や地域間の有機的な連携を図り、相乗効果を最大限に発揮させるほか、国内外への効果的な情報発信も行き、産業全体の強化を図る。また、豊富な地域資源など、田辺市の特色を生かした新産業の創造に向けた取り組みを行う。

そのための具体的な本宮地区の地域づくり及び活性化については、世界遺産「熊野」を切り口に、豊かな森林が生んだ「山村の暮らし」と歴史、文化を地区内外に発信し、また地区外との地域間交流を促進するための拠点施設整備が必要不可欠だと考える。そして、この拠点施設を中心に、地域住民が改めて地域資源に向け、自らの癒しや文化、地域産業(農業・林業・観光)の価値を再発見するとともに、本宮地域を訪れる人々に「もてなし」や「癒し」を提供することで、入込客数の増加及び交流人口の拡大と地域経済の活性化を図っていく。

なお、活性化計画終了年度の翌年には、拠点施設を活用した様々な活動による、入込客数約4%の増加を検証するとともに、交流人口の拡大にもつなげるため、新たなイベント等さらなる取組を実施する。また、当地域を訪れる方々にアンケート調査を実施し、来訪者の動向把握を行い、今後の施設運営及び地域全体の観光産業に反映していく。

【記入要領】

- 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(3)	備考
田辺市	本宮	地域資源活用総合交流促進施設(地域資源活用交流促進施設)	田辺市	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(6)

和歌山県世界遺産センターとの連携

当該施設を拠点に、世界遺産の保存と活用を通して、地域づくりと活性化を目指すため、和歌山県世界遺産センターと連携・協同を図る。

【記入要領】

- 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域 (1)

本宮地区 (和歌山県田辺市)	区域面積 (2)	204.06 Km ²
区域設定の考え方 (3)		
法第3条第1号関係： 当該区域の総面積204.06km ² のうち農林地が9割以上を占め、主要産業が林業である。		
法第3条第2号関係： 農林業者の高齢化傾向からみて、活性化のためには、地域間交流を促進することが必要不可欠な地域である。		
法第3条第3号関係： 山間地域に、本宮大社門前のほか集落が点在し、市街地を形成している区域は無い。		

【記入要領】

- 1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- 2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- 3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園（活性化計画に市民農園を含む場合）に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地（農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ）

土地の所在	地番	地目		地積 (m^2)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の 種類 (1)	土地所有者		権利の 種類 (1)	土地所有者		農地(2) 市民農園整備促進 法第2条第2項第1号イ・ ロの別	市民農園施設 種別(3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項（農林水産省令第2条第4号ハ）(4)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期（農林水産省令第2条第4号ニ）

--

【記入要領】

- 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- 「種別」には(3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則（平成2年農林水産省・建設省令第1号）第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針 (1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法 (2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準 (3)		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準 (4)		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法 (5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 (6)		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項 (7)		

- 1の 「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- 2の 「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- 3の 「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- 4の 「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- 5の 「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- 6の 「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- 7の 「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

平成24年6～7月期に公表される平成23年分の和歌山県観光客動態調査の数値により、評価を行う。

【記入要領】

- 1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。